

2014 年 9 月 19 日

自由民主党 政務調査会長、総務会長、女性局長、女性局長代理
松野博一議員、高階恵美子議員 宛

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

第 186 回国会に提出された女性関連二法に関する要望書

2014 年度通常国会会期末に、「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案」（衆法 186-38）が松野博一議員他 5 名の発議で衆議院に、また、「女性の健康の包括的支援に関する法律案」（参法 186-27）が高階恵美子議員他 3 名の発議で参議院に提出され、どちらも閉会中審査となっています。

私たち国際婦人年連絡会（全国組織 35 団体）は国連の提唱する「平等・開発・平和」という三つの目標実現に向けて、超党派で 1975 年の国際婦人年以来、男女平等参画社会を民間の立場から実現するために活動を続けており、上記 2 つの法案は私たち女性にとり、非常に重要な問題を扱っていると考えます。

「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案」は、男女共同参画社会基本法を初めとする既存の多くの法律と重複する事項を取り上げていることから、政策としての必要性、整合性について、わかりやすく、丁寧な説明を求めます。

「女性の健康の包括的支援に関する法律案」には、この問題を考える際のグローバル・スタンダードともいべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツという 1994 年の国際人口・開発会議（カイロ会議）および 1995 年の第 4 回世界女性会議（北京会議）で確認された重要かつ基本的な概念がきちんと示されておられません。女性の生涯にわたる身体的・精神的・社会的な健康を取り扱う法律としてグローバル・スタンダードを満たしていないのではないかと、専門的な見地から十分な検討を経ているのかなど、懸念されます。たとえば女子差別撤廃条約にある、男女の平等を基礎としながら「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利を行使可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利」が担保されることは、女性の健康支援を考える上で、なくてはならない観点です。

私たちは以上のような考え方にに基づき、下記について要望します。

記

- 1、第 186 回国会に提出された女性関連二法に関して、我が国法体系における整合性を踏まえた、国民に向けたわかりやすい説明を求めるとともに、全ての女性がいきいきと生きられる社会環境の整備に資する内容となるようその必要性も含めて再検討すること
- 1、とくに「女性の健康の包括的支援に関する法律案」では、男女共同参画、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を法の目的および基本理念に明記すること 以上